

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第948号)

平成23年8月9日

横 情 審 答 申 第 948 号

平 成 23 年 8 月 9 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1543号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記不法設置カーブミラーについて、撤去にあたって設置者との交渉記録が記載されている関係書類すべて（c. 港南区日野八丁目特定番地付近）」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記不法設置カーブミラーについて、撤去にあたって設置者との交渉記録が記載されている関係書類すべて（c. 港南区日野八丁目特定番地付近）」を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港南区内に設置されている港南区日野八丁目特定番地付近の不法設置カーブミラーについて、撤去にあたって設置者との交渉記録が記載されている関係書類すべて（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 道路管理者である本市が管理する道路上に、本市が設置していない不正使用又は不法占用（以下「不法占用等」という。）の存在を知ったときは、現地確認や周辺の聞き取り調査を実施して不法占用等をしている物件（以下「不法占用物件」という。）の所有者を探索する。所有者が判明した場合は、当該物件を撤去するよう是正指導をしているが、不明な場合は、物件に注意書を貼付し、撤去を促している。注意書の貼付を数回繰り返しても撤去されなければ、必要な手続を行った上で、最終的には道路管理者が不法占用物件を除却している。
- (2) 本件請求に係る港南区日野八丁目特定番地付近のカーブミラー（以下「本件カーブミラー」という。）は、不法占用物件であり、本件カーブミラーの撤去に関する陳情については、陳情処理カード（以下「カード」という。）を作成していなかったため、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、関係書類全てについて開示するよう求める。
- (2) 本件カーブミラーの設置者と交渉していないため交渉記録がないのであれば、申立人が本件カーブミラーについて実施機関に陳情した日に作成した、本件カーブミラーに関するカードを開示するよう求める。
- (3) 実施機関は、申立人の「本件カーブミラーは必要のない物ではないか。」との質問に対して、「本件カーブミラーについては、設置者を検索し、撤去するよう指導します。」との回答をしているが、2箇月以上放置しておく行為は全く納得できない。

5 審査会の判断

(1) カーブミラーの設置及び撤去について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条では、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うことを規定し、法第85条では、市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は市町村道の道路管理者が行うことを規定している。

カーブミラーは法第2条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する道路の附属物で、実施機関におけるカーブミラーの設置及び撤去に係る事務は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、道路等の管理、維持及び修繕等に関することとして、各区土木事務所が行っている。

(2) 不法占用物件に係る事務について

横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）第1条第3号では、道路、河川及び一般下水道における不法占用の防止及び不法占用物件の撤去に関する事務は、土木事務所が取り扱うと規定している。

(3) 陳情に係る事務について

実施機関は、道路等の維持・修繕等に関する住民等からの陳情を受けた場合、現地調査等を行い、道路等の維持・管理・安全性の面から必要とされる措置を実施している。その際、陳情への対応を記録するため、陳情一件ごとに陳情者の氏名、住所及び電話番号、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至

る経過等の情報を記録するカードを作成している。

(4) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から、本件カーブミラーを不法占用物件として撤去するに当たって、本件カーブミラーの所有者等と交渉した記録が記載された文書であると解される。

(5) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件カーブミラーを所管する港南土木事務所では、市民からの陳情に対して確実に対応するために、原則として、情報処理システム（以下「システム」という。）でカードの情報管理をしている。陳情を受けた場合、陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、当該入力データを活用してカードを作成している。カードには、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等（総称して以下「処理経過」という。）を手書きで追記している。ただし、カードに記載すべき処理経過が多く、手書きでは追記しきれない場合等には、当該処理経過をシステムに入力の上、その内容が反映されたカードを再作成し、当初作成したカードと差替をしている。その後、処理方針を定め、必要に応じてカードに現場の地図や写真等を添付した上で業務を所管する上司に報告しており、カーブミラーを設置する判断に至った事案については、当該カードにより副所長までの決裁を受けている。

(イ) カーブミラーの不法設置とは、道路管理者の許可なくカーブミラーを道路区域内に設置することである。不法設置されたカーブミラーの取扱いは、不法占用物件として道路法に基づいて対応している。

(ウ) 申立人からの陳情を受け、本件カーブミラーについて調査をしたところ、本件カーブミラーは、不法占用物件であることが判明した。本来であれば、陳情を受けたときにカードを作成すべきであったが、カードを作成するのが遅れてしまい、本件請求時には、カードを作成していなかった。

(エ) 本件カーブミラーの設置者が不明のため、設置者を尋ねる旨の張り紙を本件カーブミラーに貼付し、探索したが、設置者は依然として不明なままであり、撤去の交渉には至っていない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件申立文書は本件カーブミラーについてのカードであると説明した上で、本件カーブミラーについてのカードは作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているが、陳情処理カードの処理について（通知）（平成18年3月13日道管第10671号道路部長通知）では、カードの処理について、独自の取扱方法を決めることを妨げるものではないとしながらも、陳情等があった場合は、カードを作成するとしている。

また、実施機関は、本件カーブミラーを所管する港南土木事務所においては、住民等からカーブミラーの設置等に係る陳情を受けた際には、前記ア(ア)のとおりカードを作成し、処理経過をカードに記載していると説明している。そのため、本件カーブミラーに係る撤去の陳情について、実施機関がカードを作成していないという主張は、カードに係る通常の事務処理から勘案すると、適当でなかったと言わざるを得ない。

しかし、本件カーブミラーの設置者は、依然として不明であるという実施機関の説明を踏まえて考えると、仮にカードが作成されていたとしても、カードに本件カーブミラーの所有者等との交渉内容が記載されているとは考えられない。したがって、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められなかった。

(6) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月14日 (第183回第二部会)	・審議
平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・審議
平成23年3月25日 (第188回第二部会)	・審議
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議